ソーシャル・イノベーションに関する連携協定書

長野県(以下「甲」という。)、公立大学法人長野県立大学(以下「乙」という。)、日本ユニシス株式会社(以下「丙」という。)は、相互に連携し、ソーシャル・イノベーションの促進を通じて「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を実現するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、ソーシャル・イノベーションにより社会課題の解決と防止を図る取組を促進することにより、地域の振興と発展、活力創出並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。
 - (1) 甲、乙及び丙が有する資源や知見、専門性の活用に関すること
 - (2) 甲、乙及び丙が協働して実施する事業に関すること
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項推進のため、丙がその関係する法人等と共にこれを行うことを妨げない。ただし 当該法人等は、第4条に定める義務を遵守するものとする。
- 3 第1項の事項を効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から締結日の属する年度の末日までし、有効期限の 1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも別段の申し出がないときは、更に1年間自動 更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

- 第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密及び関係者の個人情報 を第三者に提供もしくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外に利用してはならない。 ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 この協定が前条の有効期間の満了等により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、 各自その1通を保有するものとする。

平成31年2月5日

甲 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県知事

乙 長野市三輪8-49-7 公立大学法人長野県立大学 理事長

丙 東京都江東区豊洲1-1-1 日本ユニシス株式会社 代表取締役社長